

災害時における倒木処理に関する協定

宇部市(以下「甲」という。)と宇部・小野田植木造園業組合宇部市造園研究会(以下「乙」という。)は、災害時における倒木処理に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、宇部市内において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)が発生し、甲が管理する道路、公園等の公共施設(以下「公共施設」という。)の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、倒木処理(既に倒木しており、交通の支障及び二次災害を回避するために行われる倒木処理を含む。)を円滑に実施することを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する災害が発生した場合
- (2) その他、事件事故により生じた災害が発生した場合

(支援の要請)

第3条 甲は、前条の災害が発生した場合及び発生する恐れがある場合において、倒木処理を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、第4条に定める倒木処理の実施を文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(倒木処理の内容)

第4条 この協定により、甲が乙に要請する倒木処理は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号による災害発生時及び発生する恐れのある災害で公共施設において道路交通確保のために行う倒木処理。
- (2) その他、甲が必要と認める応急作業

(倒木処理の実施)

第5条 乙は、甲から第3条の規定により倒木処理の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員(以下「施工業者」という。)に指示し、倒木処理の支援を行うものとする。

(倒木処理の監督)

第6条 倒木処理を行う施工業者は、現地に派遣された宇部市職員(以下「職員」という。)の指揮及び監督に従い、業務を実施する。

2 倒木処理の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき倒木処理を実施する。

(報告)

第7条 乙は、第5条の規定に基づき倒木処理を行った場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 倒木処理に従事した施工業者名及び人員数、使用機械、使用材料、処分費等の内訳
- (2) 倒木処理内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 倒木処理に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項の規定により他の市町村の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 経費の算出方法については、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(損害の負担)

第9条 第5条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者(以下「従事者」という。)が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第11条 乙及び施工業者は、諸活動中に感知した災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。

ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年 8月1日